

議案第 10 号資料

鶴ヶ島市税条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 後	現 行
（市民税の申告） 第 36 条の 2 略 2 ～ 8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要がある と認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号 又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった 者に、当該該当することとなった日から 30 日以 内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主た る事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事 務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手 続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号） <u>第 2 条第 16 項</u>に規定する法人番号をいう。以下 同じ。）、当該該当することとなった日その他必 要な事項を申告させることができる。	（市民税の申告） 第 36 条の 2 略 2 ～ 8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要がある と認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号 又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった 者に、当該該当することとなった日から 30 日以 内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主た る事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事 務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手 続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号） <u>第 2 条第 15 項</u>に規定する法人番号をいう。以下 同じ。）、当該該当することとなった日その他必 要な事項を申告させることができる。

鶴ヶ島市都市計画税条例新旧対照表（第 2 条関係）

改 正 後	現 行
附 則 1 ～ 6 略 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の 減額の規定の適用を受けようとする者がすべき 申告） 7 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術 公演施設について、同項の規定の適用を受けよう とする者は、同項に規定する利便性等向上改修工 事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年 国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定 する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の 活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号） 第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に 供する施設である旨を証する書類を添付して市 長に提出しなければならない。	附 則 1 ～ 6 略 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の 減額の規定の適用を受けようとする者がすべき 申告） 7 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術 公演施設について、同項の規定の適用を受けよう とする者は、同項に規定する利便性等向上改修工 事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年 国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定 する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の 活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号） 第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に 供する施設である旨を証する書類を添付して市 長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第 16 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) 略 8 ～ 2 0 略	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第 15 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) 略 8 ～ 2 0 略
---	---